

平成 28 年 2 月 2 日

各都道府県・各政令市産業廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条第 11 項及び第 14 条の 4 第 11 項に規定する「生活環境の保全上必要な条件」に係る留意事項について

産業廃棄物行政の推進については、かねてから御尽力いただいているところであり、厚く御礼申し上げます。

さて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）第 14 条第 11 項及び第 14 条の 4 第 11 項に規定する「生活環境の保全上必要な条件」の考え方については、「産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業並びに産業廃棄物処理施設の許可事務等の取扱いについて」（平成 25 年 3 月 29 日付け環廃産発第 13032910 号本職通知。以下「許可事務通知」という。）の第 1 の 6 において、許可の条件に係る要領として示しているところである。

今般、上記の許可の条件について、従前からの地方公共団体における具体の事例の集積や制度趣旨等を踏まえ、下記のとおり留意事項を明確化することとしたので通知する。貴職におかれては、下記の事項を踏まえた運用に遺漏なきを期されたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

1. 許可の条件については、法に規定する基準を遵守させ、かつ、生活環境の保全上の支障を生じさせるおそれのないようにするための具体的な手段、方法等について付すものであること。
2. 当該手段、方法等を絞り込むにあたっては、生活環境の保全を旨として、より広い選択肢について、技術的な熟度、効果の程度及びその信頼性並びに実行可能なより良い技術の採用等の観点から照らした上で、実効性の観点から行うものとする。
3. 生活環境の保全の観点から関連の深い地域の自然的・社会的状況（地形、住宅地域の分布並びに公害関連の関連協定及びその背景など）を適切に勘案すること。